# 二、マツダ株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第二十五号

排除命令

三重県津市大門町津千四十二番地の一
マツダ株式会社
右代表者　代表取締役　松　田　光　一

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　マツダ株式会社は、昭和四十五年十二月十日から同月二十三日までを期間とし、一般消費者を対象に、「全店クリスマスセール歳末大売出し」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨ならびに今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、

(一)　景品類の価額の最高額が、(ア)該当懸賞に係る取引価額が五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうち

いずれか低い額、(イ)当該懸賞に係る取引価額が五万円以上十万円未満のときは、三万円をこえるもの

(ニ)　景品類の価額の総額が、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二をこえるもの

を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　マツダ株式会社は、肩書地に本店を、また三重県津市内に一店舗、同県鈴鹿市内に二店舗を置き、衣料品、食料品および日用雑貨品の小売業を営む事業者である。

二　マツダ株式会社は、同社本店および三重県津市栄町所在の津駅前店において「全店クリスマスセール歳末大売出し」と称し、一般消費者を対象として、昭和四十五年十二月十日から同月二十三日までの期間に、買上げ額二千円ごとに抽せん券一枚、また買上げ額五百円ごとに補助券一枚を購買者に与え、抽せん券一枚または補助券四枚で一回抽せんさせ、特賞東芝カラーテレビ十九C―八（十二万六千円相当）三本、一等コロムビアステレオDSC―五〇三S（二万円相当）五本、二等シャープ電気こたつYHC―七四〇W（四千五百円相当）、シャープ石油ストーブHRS七〇―C（五千五百円相当）または東芝電気毛布CB―四五〇〇（五千円相当）三十本その他の景品類（総額百九十八万七千百七十円相当）を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、二千円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中、特賞および一等の景品類の価額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、四千二百三十六万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、八十四万七千二百円であ

る。よって、前記景品類の価額の総額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、マツダ株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年七月九日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男